

見附市教育委員会告示第10号

見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱を改正する要綱

見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱（令和5年見附市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「対象者は」の次に「交付申請時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき見附市の住民基本台帳に登録され、かつ」を加え、「住所を有し、申請時に」を「居住する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、配偶者等からの暴力等を理由に市内に避難し、市に住民異動をしていない者はこの限りでない。

第3条第1号エ中「公証人手数料令」の次に「(平成5年政令第224号)」を加え、同号キ中「市長」を「教育長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「市長」を「教育長」に改め、同項第2号中「平成2年見附市教育委員会告示第52号」を「平成2年見附市告示第52号」に改め、同項第5号中「第4条第2号」を「前条第2号」に改める。

第6条第1項、第7条及び第11条中「市長」を「教育長」に改める。

別記第1号様式から別記第8号様式までの規定中「見附市長」を「見附市教育委員会教育長」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。